

松阪市森林公園指定管理者公募に関する質問事項

(質問1)

駐車場の台数ですが、前回(平成 27 年)の募集要項では『200 台:アスファルト舗装』となっておりますが、今回の募集要項では『100 台:アスファルト舗装』と記載されていません。どちらが正しいのでしょうか？

(回答1)

駐車場の収容台数は『100 台:アスファルト』となっております。

(質問2)

前回(平成 27 年)の仕様書では、1-(3)-②-エその他施設において、創造の森遊歩道が含まれていましたが、今回は記載がありません。指定管理対象外という理解でよろしいのでしょうか？

(回答2) 創造の森管理については、今回の公募から指定管理対象外とさせていただきます。

(質問3)

キャンプ場の利用可能時間は、午前 11 時から翌日の午前 10 時とありますが、時間設定の見直しは可能でしょうか？

(回答3)

キャンプ場利用可能時間については、条例で定められておりますが、市場ニーズ等を鑑み、市長の承認を得て、変更することは可能であります。

(質問4)

現在テント傍でのバーベキューは禁止されているが、火の使用が可能な施設が多いと思われま。樹木が多いため火災を懸念していることは承知しているが、消防法上の問題で禁止されているのかどうか。一律禁止でなく可能なエリアも設定してはどうでしょうか？

(回答4)

松阪市森林公園条例において、火気の使用に関しては指定管理者の許可制としております。従前より全面禁止ではありません。